平成２６年（フ）第１９１５号
横浜市戸塚区矢部町1415番地　ビューハイツ成宮104号
債務者　加藤　喜義
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　晶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４号
和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　はやマンションＢ棟102、住民票上の住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　102、前住所和歌山県田辺市芳養松原２丁目８番29号　はやマンションＢ棟103
債務者　第二天宝こと　田内　敬三
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中松　村夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２９８号
福井県大野市陽明町４丁目711番地　サンクレスト陽明Ａ棟201号
債務者　金子　鍾重
1　決定年月日時　平成26年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸川委久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４５号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目38番14号　ハッピーハウス５号室
債務者　小川くるみ
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第８３号
群馬県桐生市宮本町３丁目７番30号
債務者　金子　能人
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９４号
群馬県桐生市相生町５丁目１番地の18　コスモハイツＢ号
債務者　坂本　知道
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第９５号
群馬県桐生市新里町小林188番地14
債務者　石田　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第２７７号
山梨県笛吹市御坂町二之宮536番地１
債務者　須田　美恵
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
山梨県甲州市塩山赤尾175番地２
債務者　吉田　一夫
1　決定年月日時　平成26年12月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
長野県東筑摩郡山形村7165番地９
債務者　北原美佐子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２００号
三重県三重郡菰野町大字小島1503番地
債務者　三輪　明美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
三重県四日市市松原町３番13号　グリーンパーク松原202
債務者　張　　友則
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２３号
三重県桑名市陽だまりの丘７丁目2002番地　マトリスＩ102号
債務者　里邨　菜央
1　決定年月日時　平成26年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９８２号
京都府京田辺市三山木田中46番地　ヴィラシャイン京田辺203号、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字栢ノ木23番地の12
債務者　濵本　健司
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０８８号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字柏原82番地
債務者　木村　理恵
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２５号
京都市山科区厨子奥苗代元町10番地37　加地昌之方、住民票上の住所京都市山科区厨子奥苗代元町16番地４　アーバンユニピアＤ棟101号
債務者　赤坂　昌美
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４１号
京都市伏見区桃山町養斉21番地１　サンハイツフジタＣ―201
債務者　千葉　　博
1　決定年月日時　平成26年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係